



平成21年度那須野が原公園
フリーマーケット開催のお知らせ



第1回	4月12日(日)
第2回	5月10日(日)
第3回	5月24日(日)
第4回	6月14日(日)
第5回	9月13日(日)
第6回	9月27日(日)
第7回	10月11日(日)
第8回	10月25日(日)
第9回	11月8日(日)
第10回	3月21日(日)

※ 7月・8月・冬季はお休みします。

1区画：1,000円(2区画まで)

広さ：4m×3m(横幅×奥行き)

場所：当日抽選

販売品：ご家庭で不要になったもの

※飲食品類(タバコを含む)等、販売を禁止している
ものがあります。詳しくはお問合せ下さい

お申込：電話(0287-36-1220)または、
那須野が原公園管理事務所にて受付いたします
キャンセルの場合はお早めにご連絡下さい

《 各日とも雨天中止になります 》

〒329-2747 那須塩原市千本松801-3

那須野が原公園管理事務所

TEL 0287-36-1220



フリーマーケット実施要領

那須野が原公園管理事務所

1. 出店資格

- ・ 出店者（代表者）は開催年度の4月1日時点で満19歳以上であること。
- ・ 出店者は、販売を業としていないこと。但し、本来の業とは関わりのない、家庭の不用品のみを販売すると主催者が認めたものについては出店を認める。
- ・ その他主催者が不相当と判断するものの出店は認めない（規則を守れない者、暴力団関係者等）。

2. 出店条件

- ・ 1区画あたり4m×3mとし、使用区画数に応じて出店料を支払うこと。
- ・ 出店料は、1区画当たり1,000円とする。
- ・ 区画内での販売はその他の規則に合致している限り自由とし、売上は出店者に帰属する。
- ・ 雨天時は中止とする。
- ・ 出店に必要な物品、釣銭などは出店者が用意すること。
- ・ 他の出店者、一般の公園利用者の迷惑となるような行為は一切禁止とする。
- ・ 販売品は、一般家庭での不要品とする。
- ・ 古着等は洗濯して清潔な状態で出品すること。
- ・ 以下の物品の販売は禁止する。
 - (1) 飲食品類（たばこ、酒類を含む）
 - (2) 薬品類（医薬品を含む）
 - (3) 生き物（動物・昆虫等）
 - (4) 違法コピー商品（偽ブランド品等）
 - (5) 危険物（石油、ガス類・模造刀・モデルガン・ナイフ・包丁等）
 - (6) 商品説明を偽ったもの（骨董品の詐欺販売等）
 - (7) 当日、同じ会場内で購入または調達した物
 - (8) 法律上販売できないものや教育上好ましくない物
 - (9) その他主催者が不相当と判断する物（くじ・高価な物・故障品・盗品等）
- ・ 販売において以下の物品の使用は禁止する。
 - (1) 拡声器
 - (2) 発電機
 - (3) 販売区画内もしくは周囲に車両を置いての販売
- ・ 人身、物損、盗難等の事故、及び販売品についての苦情等に関しては、当事者間の責任とし、主催者は一切の補償をしない。

- ・売れ残った販売物、及び販売に際し発生したゴミは、出店者が持ち帰り処分すること。
- ・その他主催者の指示に従うこと。指示に従えない場合は出店を中止する。また、悪質な違反を行った者については、今後の出店を受付けない。

3. 申込方法

- ・出店の申込は実施前日の午後4時までとする。電話での申込み可。ただし、申込が最大出店区画数（通常は30区画）分に達した時点で締切りとする。
- ・出店受付締切り時に申込が10件未満であった場合、開催を取りやめることがある。
- ・出店申込者に覚書を送付するので、内容に同意のうえ、記名押印し管理事務所に提出すること。この覚書は年度ごとに取り交わすものとする。
- ・出店当日は、搬入前に管理事務所で受付（覚書の提出、出店区画の確認、出店料の納付）をすること。受付時間は午前8時30分から午前10時までとし、受付時間終了後は一切追加受付は行わない。
- ・出店区画は、主催者が抽選によって決定する。

4. 会場、販売時間及び搬入出

- ・会場は、管理事務所前広場、郷土の広場及び広場に接する園路上とする。
- ・搬入は午前8時30分から10時の間に行うこと。
- ・搬入、搬出のため車両を乗り入れる場合、作業が終わったら速やかに車両を一般駐車場に移動すること（関係者駐車場には駐車しないこと）。また、園内での制限速度20km/hを守り、通行は常に一般の利用者を最優先とすること。
- ・販売開始時間は午前10時からとして広報するが、搬入が終わり次第販売しても良い。
- ・販売終了時間は特に設けないが、午後5時までに搬出を終えること。

5. その他

- ・販売区画内は禁煙とする。（喫煙は所定の場所ですること）
- ・悪天候時の出店の可否は、出店者の自己判断とする。
- ・出店後、天候の悪化などいかなる理由で販売を中止する場合でも、出店料の返金は行わない。
- ・何らかの理由により出店申込者の多数が出店を見合わせた場合、出店者と協議し同意を得られれば午前10時の受付締切をもって出店区画の再配置を行うことがある。